

北上市学校給食物資納入資格業者登録申請要領

令和5年4月から北上市学校給食センターへ学校給食物資の納入を希望する者は、次により北上市学校給食物資納入資格業者登録申請書及び必要書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

第1 登録の資格要件

- (1) 納入した給食物資への異物混入等の緊急時に直ちに対応できる体制が整っていること。
- (2) 新たに組合等を組織して登録しようとする場合は、当該組織を構成する各者が引き続き1年以上事業を営んでいること。
- (3) 営業施設及び納入しようとする給食物資の衛生管理並びに従業員に対する健康管理が十分行われていること。
- (4) 仕入れ及び製造加工並びに搬送の能力が十分にあり、指示した期日、時刻及び場所に指示した量の給食物資を納入できること。
- (5) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。（生産者団体は除く）
- (6) 営業に関し、法令上資格を必要とする業種にあつては、当該資格を有していること。

第2 申請書等の受付期間

令和5年2月14日（火）から令和5年2月24日（金）まで（ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2月27日以降に提出した場合、審査により書類等に不備があり再提出となる場合、施設等の衛生管理状況の確認が必要と判断される場合は、見積依頼が令和5年5月発注分以降となる場合がある。

第3 申請書等の提出方法

申請書は受付期間に持参または郵送（2月24日必着）の方法により提出すること。

提出先 〒024-0014

北上市流通センター16番40号 北上市北部学校給食センター

TEL 0197-68-2207 FAX 0197-68-2279

第4 登録の有効期間

登録業者名簿の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

とする。なお、期間途中で登録申請（随時申請）をした場合は、資格審査を行った結果、登録を適当と認めたときは、登録された日から残りの有効期限までとする。

第5 提出書類

申請に必要な次の書類を揃え、各1部提出するものとする。後日、提出された書類の内容について問い合わせる場合があるので、必ず提出書類の控えを保存しておくこと。

(1) 申請書（様式2号）

① 「登録する印」は見積及び代金の請求等に使用する印（代表者印）を押印してください。

(2) 営業規模概況調書（別紙様式）

① 「2 施設設備」については、保有またはリース等で現在利用している施設設備、車両、機械等について該当するものがあれば記入してください。

② 「3 衛生管理・健康管理」については、実施しているものを記入してください。

③ 「4 異物混入等の緊急時の体制」については、担当の氏名、連絡先（事務所及び携帯電話の番号）を記入してください。

(3) 納税証明書（生産者団体除く。）

税 目（国税様式名）		法 人	個人事業主
国 税	法人税（その3の3）	○	—
	消費税（その3の3）	○	—
	所得税（その3の2）	—	—
	消費税（その3の2）	—	—
市 税	法人市民税	○	—
	固定資産税	○	○
	軽自動車税	○	○
	市県民税	—	○
	国民健康保険税	—	○

※1 提出日の直前3か月以内のもの。写し可。

※2 国税については「未納税額のないこと」を証明するものであること。

※3 市税については北上市に事業所がある者の直前1年分を対象とした納税証明書（法人市民税は直近の事業期間のもの、その他は令和4年度分）とする。

※4 事務所開設から日数が経過していないため、法人市民税等の納税実績がない場合は、「法人の設立・変更等の申告書」の写しを提出すること。

(4) 営業上必要とする食品衛生関係の法令に基づく許可、認定等を証する書類の写し（営業上許可、認定等が必要な場合に限る。）

- (5) (4)により許可証、認定証の写しを提出する場合は、直近の食品衛生監視票の写し
- (6) 許可証、認定証の写しを提出しない場合は、給食物資の衛生管理及び健康管理が適切に行われていることを証するものとして、次に掲げるもののいずれか1種類の写し（生産者団体除く。）
- ① 自主点検記録簿（1年以内のもの）
 - ② 自社基準の点検記録簿（1年以内のもの）
 - ③ 衛生管理及び健康管理に関する記録簿（1年以内のもの）